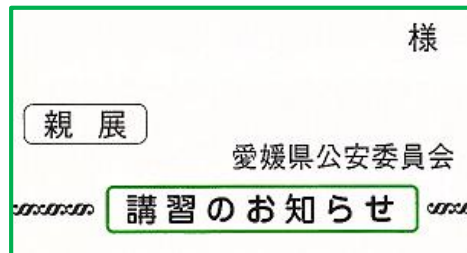




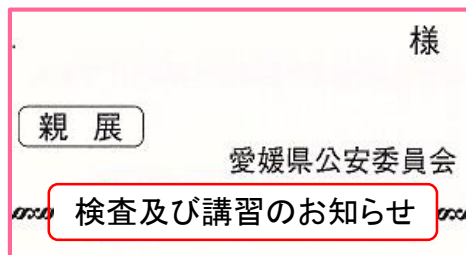
更新時の「お知らせ」はがき

更新時の「お知らせ」はがきは、更新期間満了の日の約6か月前に発送しています。★年齢は「更新期間満了日に何歳か」です。

- ◆ **70～75歳未満**の方は、「講習のおしらせ」のはがきが届いたら、自動車教習所に連絡し、**高齢者講習の予約**をして講習を受講してください。



- ◆ **75歳以上**の方は、「**検査及び講習のお知らせ**」のはがきが届いたら、希望する自動車教習所に連絡し、
一定の違反がある方は、**運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習**
違反がない方は、**認知機能検査及び高齢者講習**
の予約をして受検・受講してください。



運転技能検査を受ける必要がある方は、
1 検査及び講習
(1) 運転技能検査等 (要 不要)
となっています。

◎ 運転免許証の更新手続きまでに、上記の講習等を受講・受検してください。

★自動車教習所は大変込み合っていますので、早めの予約をお願いします。

※はがきの発送先は、運転免許証に記載されている住所です。

※運転免許証の住所変更をしていない方は、はがきが届かないことがあります。

届かない場合は、**警察本部 運転免許課 安全運転支援係** まで連絡をしてください。(089-934-0110)

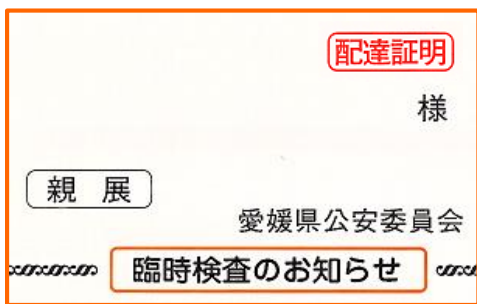


臨時の「お知らせ」

75歳以上の方で、特定の交通違反（事故）をした方に、**配達証明付き**の郵便で発送しています。

- ◆ 「**臨時検査のお知らせ**」のはがきが届いたら、検査を希望する自動車教習所に連絡し、**臨時の認知機能検査を予約して検査を受検**してください。

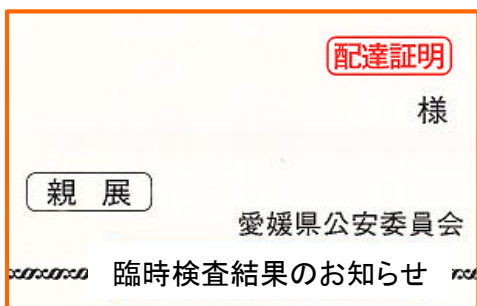
◎ **はがきを受領してから1か月以内**に受検しなければならないため、**予約時は「臨時」であること及びはがきの受領日**を伝えてください。



(例) 受領日が8/1の場合は、9/1までに受検

- ◆ 「**臨時高齢者講習**」は、臨時認知機能検査を受検した方**全員に受講義務があるわけではありません**。【[臨時 認知機能検査・高齢者講習の流れ](#) 参照】「臨時検査結果のお知らせ」の**封書**が届いたら、内容をよく確認して、「**臨時高齢者講習**」の**受講に該当**していれば、自動車教習所に連絡し、**臨時高齢者講習を予約して講習を受講**してください。

◎ **封書を受領してから1か月以内**に受講しなければならないため、**予約時は「臨時」であること及び封書の受領日**を伝えてください。



(例) 受領日が8/1の場合は、9/1までに受講

「臨時高齢者講習」受講該当以外の方は、**検査だけで終了**です。

「運転免許更新連絡書」のはがきについて

運転免許証の更新手続きは、誕生日の前後1か月の2か月間です。

「運転免許更新連絡書」のはがきは、誕生日の40日前に、警察本部 運転免許課 **管理センター**係 から発送しています。発送住所は、発送時の運転免許証住所です。

はがきが届かない場合については、警察本部 運転免許課 **管理センター**係まで連絡してください。

(089-934-0110)

